

大切な家財を補償

1

事故によって発生した損害を補償

家財の損害については再調達価額でお支払いします

火災



失火やもらい火による火災の損害を補償

落雷



落雷による損害を補償

破裂・爆発



ガスもれによる爆発等の損害を補償

風災・雹災・雪災



台風等による損害を補償

水災



床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水等による損害を補償

水ぬれ



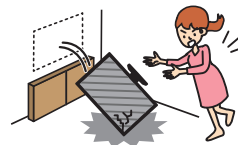
水道管や排水管等の給排水設備に発生した事故等による水ぬれ損害を補償

盗難



家財の盗難による損害を補償

破損、汚損等



誤って家財を壊した場合等の不測かつ突発的な事故による損害を補償

2

事故にまつわる費用の補償

事故時諸費用

事故発生時に臨時に発生する費用を補償

地震火災費用

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財を収容する建物が半焼以上となった場合や家財が全焼となった場合に、臨時に発生する費用を補償(地震保険とは異なります)

失火見舞費用

家財または家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故により第三者の所有物が損壊した場合に支出した見舞金等の費用を補償

ドアロック交換費用

日本国内で建物のドアのカギが盗難にあった場合に、ドアの錠の交換に必要な費用を補償

借用住宅修理費用

損害保険金のお支払いの対象となる事故により借用住宅に損害が発生し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実これを修理した場合、その修理費用(300万円が限度)をお支払いします^{※1※2}

※1 破損、汚損等の事故による損害の場合、1回の事故につき免責金額1万円を差し引いた金額をお支払いします。

※2 所定の保険金をお支払いできない事由および借家賠償保険金でお支払いする場合を除きます。

日常生活での賠償事故を補償

示談交渉サービスのご利用が可能です(国内のみ)

個人賠償保険金

日本国内または国外において被保険者^{※1}が記名被保険者の居住の用に供される住宅^{※2}の所有・使用・管理または被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人のものを損壊させたりして法律上の損害賠償責任を負った場合、または、日本国内で、電車等^{※3}の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します。

※1 個人賠償の被保険者(補償の対象となる方)は以下のとおりです。

①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 ⑤上記①から④以外の記名被保険者の同居人(加入申込書記載の建物または住戸室の賃貸借契約上の借主および同居人に限り、法人を含みません) ⑥上記①から⑤の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって監督する方(責任無能力者の親族に限ります。)ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

※2 記名被保険者の居住の用に供される建物および加入申込書記載の建物をいいます。

※3 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすり付リフト、ガイドウェイバスをいいます(ジェットコースター等遊園地で使用されるものは除きます)。

貸主への賠償事故等を補償

示談交渉サービスのご利用が可能です(国内のみ)

借家賠償保険金

被保険者が責任を負う不測かつ突発的な事故により、借用住宅に損害を与えた結果、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します。^{*}

※破損、汚損等の事故による損害の場合、1回の事故につき免責金額1万円を差し引いた金額をお支払いします。